

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例

平成28年7月施行。個人の尊厳を害し、差別意識を生じさせるおそれがあるヘイトスピーチに対し、市としてこれを許さないという姿勢を明確に示し、ヘイトスピーチからの市民等の人権擁護と、その抑止を図ることを目的とした条例。ヘイトスピーチの抑止策をまとめた条例としては全国初。

1 条例制定の背景

憎悪に基づく差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチは、社会や人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷付け、差別意識を生じさせることにつながりかねません。

韓国・朝鮮人を始め多くの外国人が居住する大阪市では、現実に特定の人種・民族に属する人々を排斥する差別的な言動が行われている実情に鑑み、ヘイトスピーチへの具体的な措置を可能とする条例の策定が求められていました。

このような状況を踏まえ、大阪市として「ヘイトスピーチを許さない」という姿勢を明確にし、ヘイトスピーチに対処するための措置等に関し必要な事項を定めることにより、市民等（大阪市内に居住・通勤・通学されている方（以下「市民」といいます。）又は人種若しくは民族に係る特定の属性を有する市民により構成される団体）の人権を擁護するとともに、その抑止を図ることを目的として平成28年1月に大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」といいます。）を制定するに至りました（全部施行は平成28年7月）。

2 条例制定時の留意点など

ヘイトスピーチへの対処に関して、非常に重要な論点となるのが、条例による対処が、憲法が保障する表現の自由等への不当な侵害とならないのかということだ。

この点を踏まえ、実施される表現活動がヘイトスピーチに該当するかどうかは事前に判断するのではなく、事後に専門家で構成する大阪市ヘイトスピーチ審査会（以下「審査会」といいます。）で審査して判断することとしました。併せて、審査会の運用にも中立性及び公平性の観点が求められることから、審査会委員の積極的な政治運動などを禁ずることとしたほか、議会での審議の結果、その人選には議会の同意が必要となりました。

3 ヘイトスピーチの定義等について

市民等の表現行為を過剰に抑制しないように、どこまでがヘイトスピーチに該当するか、その定義が非常に重要となります。

そこで、条例第2条では、ヘイトスピーチの定義を明確にしています。具体的には、「ヘイトスピーチ」とは、人種若しくは民族に係

大阪市民局
ダイバーシティ推進室
人権企画課

る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団に対する表現活動で、①目的性（社会からの排除／権利又は自由の制限／明らかに憎悪若しくは差別の意識又は暴力をおおることのいずれかを目的として行われること）、②態様（相当程度の侮蔑又は誹謗中傷するもの／脅威を感じさせるもの）のいずれかに該当すること、③不特定性（不特定多数の者が表現の内容を知り得る状態に置くような場所又は方法で行われるものであること）の全ての要件に該当する表現活動と定義付けています。

また、本市は地方自治体であることから、条例第5条において、拡散防止措置や認識等の公表の対象とするヘイトスピーチについて、本市の区域内で行われたものや本市の市民に關係するものに限定しています。

4 ヘイトスピーチの認定と措置の流れについて

本市では、ヘイトスピーチに該当すると思われる表現活動に関する市民等からの申出などを基に、審査会に諮問を行います。

諮問は、まず、ヘイトスピーチ該当性等について審査会の意見を聴き（第1諮問）、これらが認められる場合においてのみ、改めて、本市がその表現活動に対して行うべき拡散防

止措置（例えば、施設管理者への看板撤去依頼やプロバイダへのインターネット上の動画の削除依頼）と認識等の公表（ヘイトスピーチに該当するとの認識や表現活動の内容の概要、その拡散を防止するために採った措置、ヘイトスピーチを行ったものの氏名又は名称

【表】取扱状況（令和元年度まで）

	平成28年度 (7月以降)	平成29年度	平成30年度	令和元年度
過年度繰越件数	—	26	24	30
新規取扱件数	27	7	9	11
取扱終了件数 (うちヘイトスピーチ件数)	1 (0)	9 (4)	3 (2)	4 (2)
期末残件数	26	24	30	37

の公表）について、事前に意見を聴く（第2諮問）こととしています。

なお、審査会への第1諮問の結果ヘイトスピーチ該当性等が認められた後、緊急を要するとき等には、第2諮問の前に拡散防止措置を採ることもできます。その場合、本市は、速やかに措置を採った旨を審査会に報告しなければなりません。

昨年度までの取扱件数については、【表】のとおりであり、合計8件についてヘイトスピーチを認定・公表し、拡散防止の措置を併せて行ってきました。

5 今後の課題について

現状では、申出から認定・公表に至るまでに相当程度の時間を要していることも事実です。今後、審査会による口頭意見聴取の際の委員指名方式（条例第9条第5項第2号）の活用を図る等、審議の迅速化にも取り組みつつ、市民等の人権の擁護とヘイトスピーチの抑止に向け、引き続き、条例の適切な運用を進めていきたいと考えています。